

平成 2 7 年

教育福祉常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 7 年 9 月 9 日（水）

場所：大曲庁舎 3 階 大会議室

大 仙 市 議 会

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

平成27年9月9日（水曜日） 午前10時00分～午後1時23分

会 場

大仙市役所3階 大会議室

出席議員（6人）

5番 後藤 健 7番 石塚 柏 10番 小山 緑 郎
12番 佐藤 芳雄 21番 児玉 裕 一 24番 大山 利 吉

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|----------------------|--------|-----------------|--------|
| 健康福祉部長 | 小野地 淳司 | 健康福祉部次長兼福祉事務所長 | 大屋敷 忠之 |
| 健康福祉部次長兼地域包括支援センター所長 | 逸見 博幸 | 健康福祉部次長兼生活支援課長 | 小松 正忠 |
| 社会福祉課長 | 関 寛道 | 児童家庭課長 | 齋藤 博美 |
| 健康増進センター所長 | 伊藤 今子 | 社会福祉課参事 | 進藤 春海 |
| 健康増進センター中央参事 | 高橋 京子 | 児童家庭課参事 | 佐々木 孝雄 |
| 児童家庭課主幹 | 佐藤 正道 | 社会福祉課副主幹 | 山崎 兼人 |
| 健康増進センター主席主査 | 佐々木 理 | 地域包括支援センター主査 | 菅原 廣也 |
| 地域包括支援センター主査 | 佐々木 清作 | 教 育 長 | 吉川 正一 |
| 教育指導部長 | 千田 寿彦 | 生涯学習部長 | 山谷 喜元 |
| 教育指導部次長兼教育総務課長 | 佐藤 彰洋 | 生涯学習部次長兼文化財保護課長 | 細川 良隆 |
| スポーツ振興課長 | 伊藤 優俊 | 教育総務課参事 | 藤井 吉美 |
| 教育総務課参事 | 今野 徳吉 | スポーツ振興課副主幹 | 鈴木 貴博 |
| 市立大曲病院事務長 | 柴田 敬史 | 市立大曲病院管理課主任 | 福田 博之 |

議会事務局職員出席者

副 主 幹 齋 藤 孝 文

- 第 1 大仙市運動広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
 - 第 3 大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 平成26年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
-

午前10時00分 開 会

○委員長（小山緑郎） 皆さん、おはようございます。本日はご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。新しい新教育長を迎えての初めての委員会ですので、なんとかよろしく願い申し上げたいと思います。ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いします。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたしたいと存じます。

まず始めに吉川教育長からご挨拶をお願いしたいと思います。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） あらためまして、7月1日付で教育長となりました吉川正一と申します。よろしく願いいたします。一般質問の答弁でもこう述べましたが、大仙市となってこの10年、前教育長、三浦教育長が築かれたこの教育財産をより発展させる意気込みですね、なんとかこの大仙市教育を盛り上げていきたいと思っております。そのための教育環境づくりに邁進してまいりたいと思いますので、ご理解とご支援のほど、よろしく願いいたします。それではこの後、ちょっと座ってお話しさせていただきます。

教育長に就任して2カ月が経ちました。この間、首都圏の大学等への中学生派遣、18名ほどが派遣されました。それから、お手元の資料に「中学生サミット通信レポ」というのがあろうかと思うんですが、これは8月に開かれたんですが、いじめ撲滅を目指す中学生サミットの様子でございます。こういった子どもたちの主体的で広がりのある学びや活動をこの2カ月で見ることができました。

また、部活動では、水泳や卓球、柔道、剣道において、全国大会出場を果たし、吹

奏楽コンクールでは大曲中と大曲南中、それから協和小バンド部と太田南小・太田東小バンド部が、また、合唱でも大曲中がそれぞれ東北大会出場を果たしております。

さらに、スポーツ少年団の活動では、剣道、空手、卓球、バドミントン、ソフトテニスの5種目14団体が全国大会出場を果たすなど、スポーツや文化活動でも多くの活躍が見られた期間でございました。これらの子どもたちの力を、多面でさらに生かしたいと思えます。

また、県外からの視察も4月からこの8月まで、北海道や沖縄、鹿児島、和歌山、高知、鳥取など全国各地から29団体の視察を受け、大仙市教育の素晴らしさを評価してくださっております。

さて、本日の常任委員会では、大曲西道路高架下に整備されました運動広場の設置に係る条例制定と、寄付金の教育文化基金への積み立て、それから小・中学生の大仙市内スキー場リフト利用シーズン券の発行に係る補正予算について、ご審議いただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。以上であります。

○委員長（小山緑郎） はい、ありがとうございました。それでは、審査に入ります。

議案第92号「大仙市運動広場設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、議案第92号「大仙市運動広場設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

資料NO. 1の9ページと10ページになります。

これは、秋田県が大曲西道路高架下の一部を運動施設として利用するために整備したものでありますが、住民が利用するにあたり、市が運動施設を無償で借り受け、管理することから、当該運動広場を運動施設として条例に規定するものであります。

広場の名称は、飯田地区内に位置しますので「飯田運動広場」とし、面積は735平方メートルのクレイ舗装スペースが2面、1千470平方メートル、うち1面は夜間照明があります。広さの目安は、1面がテニスコートの大きさと想定していただいて結構かと思えます。同様に735平方メートル駐車スペースがあり、30台～40台程度の駐車が可能と思われます。市におきましては、手洗い用蛇口と仮設の簡易水洗トイレを設置してスポーツ環境の整備を図り、貸出業務については運動広場に近い「サンクレスト大曲」にお願いし、鍵管理を行っております。

県有財産無償貸付契約は、3年ごとの更新となっております。地域住民の有効活用を期待するところであります。条文では、既設の大曲市運動広場設置条例の第2条、藤木地区運動広場、余目地区運動広場に「飯田運動広場」として名称と位置を追加しております。施行期日は、平成27年10月1日からとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。後藤委員。
- 委員（後藤健） はい。ありがとうございます。これって、へばあれなもんだすか。管理の費用っていうのはどれぐらいかがって、そのお金っていうのは県どががらもらえるもんですかね。
- 委員長（小山緑郎） はい、伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい。維持管理費・ランニングコストにつきましては、すべて市の負担ということになります。県の方は整備をして市の方に無償貸付すると。維持管理費用ですが、トイレのレンタルが年間10数万。それから夜間照明を使った場合ですね、例えば1日2時間使って、1カ月30日まるまる使ったとしても、LED球が付いてますので千円前後、というような安価になっておりますので、使用料については無償でいきたいと考えております。
- 委員長（小山緑郎） いいすか。他にございませんか。はい、大山委員。
- 委員（大山利吉） 課長、これ冬期間はなんとなる。使用するにいいの。お願いします。
- 委員長（小山緑郎） 伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい。高架下、あの道路の、なんと言いますかね、高架の下、橋の下を使っていますので、囲ってはおりませんが冬期間も使えるということにしております。で、昨年1年ちょっと様子見だんですけども、3分の1近く雪がやっぱりあの吹いで入り込むどごろございますが、それと寒さもございますけども、まあ、あの、3分の2程度利用することは可能と。で、あの、一応囲って屋内施設のようにしたいという要望もしたんですが、一応道路敷にあたりまして、高架下には構造物は一切付けられないということから、ネットの取り付けも不可能でしたので、まずちょっと寒いでしょうけども、まず一応使えるという状況にはなっております。
- 委員長（小山緑郎） はい、いいすか。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 冬期間使用ってば、大体想像するにどういう種目どいうが、どうい
う利用の方法あるんでしょうな。グランドゴルフが。

○委員長（小山緑郎） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） あっ、今おっしゃったとおり、グランドゴルフどがが
メインになると思います。で、やっぱり、例えば野球とか球の飛んでいくようなものは
ちょっと不向きかなと。特に夏場ですと広場外に出て行っても、ボール拾える訳ですけ
れども、冬場ですと雪の上に行ってしまうので、まず、転がすような、もしくは陸
上のように走るとか、そのような種目の利用を考えております。

○委員長（小山緑郎） はい、大山委員。

○委員（大山利吉） あの、除雪の落雪っていうが、それはほとんど100パーセント心
配ないと。

○委員長（小山緑郎） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい。それも昨年一冬ちょっと様子を見たんですけど、
上から、道路から雪が落ちてくると、除雪車で通った後の雪が落ちてくるということは
まずないと。ただ、吹きだまりは非常にあるので、これから市の建設部の方と協議しま
して、車を駐車場に入れるまでの辺りまでは除雪をお願いしたいと考えております。

○委員長（小山緑郎） いいすか。

○委員（大山利吉） ちょっとマイクやめて、休憩してください。

○委員長（小山緑郎） ちょっと暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時08分 ）

（ 再開 午前10時09分 ）

○委員長（小山緑郎） はい、会議を再開します。他に質問ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） いいすかな。なければ質疑を終結いたします。これより討論を行
います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより議案第92号を採決いたします。
本件を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

次に、議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会所管分の予算について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤教育指導部次長兼教育総務課長。佐藤課長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） それでは、教育総務課所管の一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

説明資料は、資料NO. 2平成27年度の大仙市補正予算（9月補正）でご説明いたします。こちらの方の19ページをご覧くださいと思います。

19ページ、10款1項5目90事業の教育文化基金積立金であります。補正額が123万円であります。積立金の内訳は、2件の寄附金であります。

1つ目は今年6月2日に県内に生家のある京都府の一市民より、テレビで鈴木空如の作品を見て感銘を受けましたということで、今後の保存や修復の一部に充ててほしいと、3万円の寄附金をいただいたものでございます。

それから2つ目は、6月3日に大仙市在住の高橋^{ゆたか}寛氏より、子どもたちにふるさとの自然環境学習や生態学習に役立ててほしいと、120万円の寄附金をいただいたものでございます。当該寄附金は、寄附者の意向を踏まえまして、飯田沼子ども祭り大会における自然生態について学び楽しんでもらいたいと、平成28年度から平成39年度までの12年間、毎年10万円ずつ活用して使っていただきたい、という風な意向でありました。以上2つの寄附金の合計額123万円を教育文化基金に積み立てるものであります。

また、財源内訳につきましては、全額寄附金でありますので、その他財源となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） はい、この後説明が続きますが、課毎に質疑を行っていきたくと思いますので、これでご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認めます。それではただ今の説明に対しまして、質疑がございましたら、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ねすかな。ないようですので、質疑を終結いたします。次に伊藤

スポーツ振興課長。説明をお願いいたします。伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それではスポーツ振興所管分について、ご説明申し上げます。

資料NO. 2-1、主な事業説明書の31ページをご覧ください。

保健体育総務費小・中学生ウィンタースポーツ推進事業費につきまして、1千283万4千円の補正をお願いするものでございます。この事業は、市内の小中学生が雪国の特性を活かして、スキー技術の習得を図ることと、地元のスキー場を家族で利用していただく機会を提供し、スキー人口の増加と地元経済の活性化を図ることを目的として、平成17年度から実施しております。

無料共通シーズン券の交付対象は、小学生全学年、中学1～2年生と大曲養護学校生並びに区域外就学の小中学生を含めた5千100人超となっておりますが、転入転出によっては、若干の変動がございます。シーズン券使用料の積算に当たっては、昨年の利用実績値を根拠に、820円の単価を乗じた額、1千271万円を見込んでおります。実際の運用に当たりましては、利用実績に応じて各スキー場に支払うこととなります。

このほか、シーズン券印刷費等を含めました1千283万4千円の補正をお願いするものであり、財源内訳は、ウィンタースポーツ推進事業債が1千270万円、一般財源が13万4千円となっております。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑がある方はお願いいたします。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 課長、これ今の9月定例っていうか、毎年まず上がってくる、補正として上がってくるけれども、まず必ずやるごどだすべった、冬になれば毎年。これやっぱり当初さ組まれね理由どか何かあるもんでしょうか。これ1点。それからもう一つ、3つのスキー場。若干ですけども前年度、全部下回ってますが、今。これやっぱり少子化の影響があるんでしょうか。課長の見解で結構です。

○委員長（小山緑郎） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい、1点目の当初予算にということですが、児童生徒数の算出、児童生徒数の算出にあたりまして、8月末現在の生徒数、児童生徒数で積算しております。当初で、4月1日現在でやることも可能と思いますが、より予

算の無駄を省くために、まず一番近いところの児童生徒数を算出した上で、補正予算とさせていただきます。

それと利用者数の件ということでございますが、まさに少子化の波を受けてると思います。まず、それに伴いまして、各スキー場で親子で利用する場合には、親御さんの使用料も、あつ利用料ですかね。利用料も割引するというような工夫も凝らして、利用サービスに当たっているところでございますが、これからも苦戦は強いられると思いますが、頑張っていきたいと。あと、やっぱり降雪状況にもよりますので、去年は比較的良かった方かなあなんて思っております。以上です。

○委員長（小山緑郎） はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 課長、あの、8月の統計が一番新しいわけだけども。大体去年のまず、12月頃ってば来年入学する、卒業する人がだの生徒、ほぼ把握できるはずだもんな。当初さのせられない、今理由聞いだけども、生徒数の把握なばよ、前年の値で出来るんでね。大体、まず特別などっかさ転入せば別だけども。それとも当初予算があまり膨らむがら補正にするどごなもんだが分がねけども。まあ、俺はそう思うもな。生徒数の、あの、人数の想定なば、もう前年であど出来る筈なんだよな。来年はどこの学校なんぼぐれだつていうやつ。まあ、まず私の考えだけども。うん。それ以上はあど結構ですんで、うん。うん、もしあつたら。

○委員長（小山緑郎） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい。まさにある程度の生徒、児童生徒数把握できるものと思いますので、この後財政等とも協議しまして検討して参りたいと思います。

○委員長（小山緑郎） いいすかな。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 無いようですので、質疑を終結いたします。説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） 続きまして、32ページをご覧いただきたいと思いません。

保健体育施設費大曲武道館改修事業にかかる経費につきまして、398万6千円の補正をお願いするものでございます。大曲武道館は、昭和54年に旧耐震基準により建設されており、市所有建築物耐震化計画によって平成23年度に耐震診断を実施した結果、耐震補強対策が必要と判定されております。これを受けまして、平成24年度に耐震補強工事実施設計書を作成したところでありますが、鉄骨ブレースが館内外に露出され、

現在よりも使い勝手が悪くなる箇所が増えること、施設が35年以上経過し老朽化が進んでおり、特に屋根のトタンの摩耗が激しく、全面葺き替えを要する状況となっていること等から、耐震補強と屋根改修を合わせると、平成25年度の設計額で約8千万円ほどの積算額となっております。

その後、使い勝手が悪くなるうえに高額な改修費が必要であることや、補強工事をして全体的な老朽化により、今後多額の維持管理費や改修費が見込まれること等を考慮して検討を加えて参りました。結果、大曲武道館は柔道、剣道、空手、なぎなた、少林寺、太極拳、居合道など、幅広いスポーツ団体に利用されているほか、大曲の花火、秋の稔りフェア、プロバスケットボールの控え室に加え、選挙の投票所にも利用されており、市民が楽しく安全にスポーツに親しめる環境と利便性の高い施設の充実を図るため、現在の武道館を解体し、同じ位置に同規模程度の武道館を改築する計画といたしました。

この度の補正は、この全面改築にかかる基本設計業務委託費として398万6千円をお願いするものでございます。財源は、全て一般財源となります。

なお、今後のスケジュールといたしまして、平成28年度に実施設計及び解体工事を、平成29年度に新築工事を予定しております。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 委員長（小山緑郎） はい、説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、後藤委員。
- 委員（後藤健） これ、この武道館の、まず一つなんですけれども、武道館の耐用年数と、もう一つは解体して新しい武道館が出来るまでの、施設利用者のなんて言うんですか、代替施設をどのように考えているか、っていうところ二つお願いします。
- 委員長（小山緑郎） はい、伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい。最初に耐用年数ですが、木造ですと28年ということですが、今の武道館鉄骨造りですので、ちょっと今資料として持ってないので、詳しいところちょっと、あの申し訳ないんですが。それと、解体後の施設新設と言いますか改修が終わるまでの利用者の件ですが、予定通りにいきますと来年の秋口に解体工事に入るようなスケジュールでいくのかな、という風に考えております。その間、再来年29年度、まずほぼ1年掛かって建築される予定ですので、約1年ですかね、1年半既設の大曲体育館やその近辺の公民館の体育館とか、そういう所を代替でちょっと

使用していただくと、いう風な具合でこちらも中に入って調整していかなければいけないと、いう風に考えております。

○委員長（小山緑郎） ん、いいですか。はい、後藤委員。

○委員（後藤健） 分かりました。もう一つなんですけども、まあ、基本設計のこれまず委託ということなんで、まだ正確にあれでしょうけれども。これまあ大体なんぼぐらいを見込んでるもんだですか。ざっくりでいいんですけども。その、解体ど建築費。

○委員長（小山緑郎） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい、改築費用でございますが、総工費全部合わせまして約3億ほど掛かるのではないかなという風に見込んでおります。ちなみに解体費、今の積算ですと解体費に1千400万程度。それから建築工事に2億8千万程度という概算費になっております。

○委員長（小山緑郎） はい、いいですか。他にございませんか。ねえな。いいですか。はい。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 無いようですので、質疑を終結いたします。以上で議案第98号教育委員会所管分の補正予算について説明を終了します。なお、討論・採決は健康福祉部所管分の補正予算説明終了後に行います。ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩します。

（ 休 憩 午前11時06分 ）

（ 再 開 午前11時15分 ）

○委員長（小山緑郎） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは、健康福祉部関係の議案について審査いたします。

はじめに、小野地健康福祉部長からのご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長（小野地淳司） おはようございます。本日教育福祉常任委員会に、ご審議をお願いしております健康福祉部所管の案件につきましては、条例案1件、一般会計補正案1件の計2件でございます。

条例案につきましては、大曲通町地区市街地再開発事業において、南街区に建設中の健康福祉会館内に大曲保健センターが移転することから、住所変更いたしまして、11月1日を施行期日とする大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものでございます。

それと一般会計補正予算案につきましては、冬期間の高齢者等の生活を支援するため、今年度から雪対策総合計画による新たな仕組みとした「高齢者等雪対策総合支援事業」の補正と、それから南街区移転に伴います健康増進センターの維持管理費、及び同じく南街区に新たに設置される認定子ども園の運営を委託いたします大曲保育会への補助のほか、現大曲の北幼稚園がこの南街区に移転することから、その建物に第2いちょう児童クラブを移転させるための施設の改修費、それと寄付採納に伴います地域福祉振興基金への積み立て、そのほか南外の生活支援ハウスのボイラーの修繕の補正を計上いたしております。

詳細につきましては、この後、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） はい、ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第93号「大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤健康増進センター所長。はい、伊藤所長。

○健康増進センター所長（伊藤今子） はい、委員長。議案第93号「大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

資料NO. 1 議案書では11ページ、12ページをお開き願います。

大曲保健センターにつきましては、南街区に建設中の健康福祉棟に同保健センターが移転なることに伴いまして、その位置を変更するものであります。住所は大仙市大曲栄町13番50号を大仙市大曲通町1番14号に改めまして、平成27年11月1日から施行することにしております。

以上で議案第93号の説明を終わります。

○委員長（小山緑郎） はい、説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 保健センターのあれは解体。解体するよな。消防のあれ建つべがら。でねっけがな。解体するよな。

○委員長（小山緑郎） はい、小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） えーと、今現在、検討中ということになってる訳ですけども、広域消防が老朽化に伴って移転するという計画を立てたいということで、現在

の健康増進センターについては、解体してそちらの方に建てるというような計画になっているようでございます

○委員（大山利吉） はい。部長、ちなみにあれ何年経ったもんだ、あの建物。

○健康福祉部長（小野地淳司） 昭和54年。

○委員（大山利吉） 45年が。

○健康福祉部長（小野地淳司） 36年。

○委員（大山利吉） 36年が。ほう。

○健康福祉部長（小野地淳司） あの、いずれ耐震になっていない建物になっているようなので。ええ、そういったことで。

○委員（大山利吉） 耐震ならね。んだなが。ほう。はい、はい、分がったす、分がったす。

○委員長（小山緑郎） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、健康福祉部所管分の予算について議題といたします。当局の説明を求めます。関社会福祉課長。はい、関課長。

○社会福祉課長（関寛道） 議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」の内、社会福祉課所管分についてご説明を申し上げます。

資料NO. 2、9月補正に係る補正予算書の14ページをお願いいたします。今回事業説明書の記載は、ございません。

3款1項1目「社会福祉総務費」91事業「地域福祉振興基金積立金」につきましては、株式会社ダスキンよねや社長でありました、故木村良吉氏の奥様でございます、

木村絹子氏が、木村良吉氏のご意志を引き継がれまして、「大仙市市政に役立てていただきたい。」ということで、500万円をご寄付くださったものでございまして、これを地域福祉振興基金に積み立てるものでございます。

これによりまして、地域福祉振興基金の積立高は、1千319万7千412円となります。

次に、補正予算書の同じ14ページをお願いいたします。

3款1項7目「老人福祉施設費」18事業「生活支援ハウス管理運営事業費」につきましては、南外生活支援ハウスに併設してございます、介護予防拠点施設の真空式ボイラー内の水管が破損いたしまして、部分修理が不可能であることから、真空ボイラー本体の交換が必要となりまして、その経費193万6千円の予算補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（小山緑郎） 次に、逸見健康福祉部次長兼包括支援センター所長。逸見次長。
- 健康福祉部次長兼包括支援センター所長（逸見博幸） それでは、議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算第4号」にかかる地域包括支援センター所管分についてご説明いたします。

資料NO. 2の補正予算書は14ページを、資料NO. 2-1主な事業の説明書は8ページをお開き願います。

3款1項6目「老人福祉費」12事業「高齢者等雪対策総合支援事業費」は、1億686万4千円の補正であります。

この事業は昨年9月に策定いたしました「大仙市雪対策総合計画」に基づき、今年度設置されました雪対策推進室を中心に、これまでの事業の検証や既存事業の整備拡充及び新規事業について検討した結果として、昨年度まで実施しておりました、冬期間道路除雪車通過後に家屋の玄関前に残されました雪の塊の除排雪を行う「高齢者等除雪サービス事業」いわゆる間口除雪を発展的に見直しまして、間口の除雪に加えて、通路玄関前までの除雪や屋根の雪下ろしまで含めて、様々な除雪作業等に対応可能な新たな制度として実施するものであります。

事業の概要については、この後説明は、みなさまの方にお配りしております、別紙「大仙市高齢者等雪対策総合支援事業説明資料」A3サイズのカラー印刷のこちらの方の資料を使いまして説明させていただきたいと思います。

資料は一番左側に現行として実施しておりました、間口除雪の内容が記載されております。それぞれの項目につきまして、変更・拡大・新設という風に矢印で右側に示してありますピンクの部分、これが新たに今年度実施します事業の内容でございます。

この事業の、新しい事業の内容については、冬期間在宅で生活を継続される高齢者世帯等の、除雪等に要する経費に対しまして、世帯の課税状況に応じて費用を助成するというものであります。上段の在宅生活の除雪費用助成という欄でございます。

除雪等費用千円に対しまして、課税状況に応じ助成率25%、50%、75%の区分で助成される仕組みとしております。この助成の仕組みは、現金を個々に助成するのではなくて、除雪等に要した費用千円に対しまして、1枚利用できる利用券を60枚交付いたしまして、それを作業額に応じて使っていただくという仕組みでございます。行われた作業実施を市の方で確認後に市から業者へは作業費用をお支払いし、利用された方からは課税区分に応じて市に対して、表に基づく自己負担納付金を納めていただくという仕組みを取っております。

次の対象世帯でございます。対象世帯につきましては、自力での除雪が困難で、親族等からの除雪援助も受けられない70歳以上の高齢者世帯等としておりますが、障がい者や介護の認定を受けられている方、児童扶養手当を受給されている方とこれら高齢者の方との同居の世帯なども対象としております。

中段をご覧くださいと思います。

助成の仕組みについてご説明いたします。間口除雪の部分でございますけれども、間口除雪のみを行う場合の費用は、シーズン3万円。それから、間口除雪とあわせて玄関先等までの除雪をあわせて行う場合の費用は、シーズン3万8千円として設定しております。これは大仙市建設業協会及びシルバー人材センターがその作業を請け負うこととしております。シーズン前に世帯の担当事業者を決定いたしまして、除雪箇所等を確認したうえで、その際に一括してシーズン分の利用券を担当事業者に渡します。利用者は作業区分及び課税状況に応じまして、市に負担金をお支払いするという形を取っております。

次の段の住宅周りの除雪についてであります。住宅周りの除雪は、必要時にシルバー人材センターに作業を依頼いたしまして、作業終了時に利用券を作業費用に応じて使用していただきます。この場合、1回1時間あたりの作業単価は千円としております。市では、シルバー人材センターからの作業実績の報告を受けて作業費用を支払い、利用者へは自己負担分の納付書を送付し、納入していただきます。

次に屋根の雪下しであります。シーズン前にその世帯の雪下しを担当する業者を決めまして、降雪時には優先して雪下ろしを行う仕組みを取っております。高齢者世帯等への冬期間の雪への不安を解消するための仕組みを構築していきたいと考えているところであります。雪下しを行う業者は、あらかじめ大仙市に登録した業者としております。この場合、利用者の希望も加味しながら、シーズンを通しての利用者と業者のマッチングを行うこととしております。

申請から利用券交付、利用券の使用とその費用の支払いの流れについては、本資料の右側の概要図のとおりであります。申請後、決定いたしますと利用者には割引券が送られます。送られた利用券は、雪下ろしの場合は決められた業者さんとシーズン前に打ち合わせ、作業場所を確認のうえ、雪下ろしが終わった際に利用券を渡していただく。住宅周りの除雪に関しましては、必要時にシルバー人材センターに電話をして除雪の内容を伝え、日程等を決めて除雪作業をしていただきます。除雪作業が終わった際、その作業の費用に応じて利用券を使っていただきます。間口除雪に関しましては、申請時に必要な間口の除雪または玄関前までの通路の除雪、あわせて行うかというような希望を取りまして、決定した際は業者を決め、雪が降る前に業者さんが除雪箇所及び内容を利用者さんと確認のうえ、降雪時に除雪車が出た場合動いていただきます。この場合は、シーズン初めにシーズンを通しての利用者負担額を納入いただきますので、利用券もそれに合わせた額の枚数を業者さんにあらかじめ渡していただくという仕組みになっております。

この新しい制度では、限度額の範囲内で、高齢者等が最も必要とする除雪等サービスを選択することが出来ることから、様々な市民ニーズに対応することが可能になると考えております。この後、各支所市民サービス課及び各地域の民生児童委員の協力の依頼と説明会等を行い、また、市民のみなさんに対しましては、だいせん日和で事業周知いたしまして、10月1日からの受付開始を予定しております。

それでは、再び事業説明書の方をご覧くださいと思います。

補正予算額の積算内訳でございます。本事業においては、事業利用者総数を1千500世帯と見込んでおります。中段の表2にありますとおり、玄関先までの通路除雪も含めた間口除雪利用世帯が500世帯、それから住宅周りの除雪利用が300世帯、雪下ろしを利用される世帯が1千500世帯という風に見込んでおります。これらの最大1千500世帯の方々が、交付された利用券をすべて利用した場合の費用として、扶助費9千万円を計上しておるものでございます。

委託料につきましては、調査及び除雪業務委託料として計上しております。マッチング作業やシーズン前の雪下し箇所等の調査に要する経費及び間口除雪の場合、シーズンの回数を20回と想定しておりますが、20回を超えた場合の作業の委託分を市で負担するという事としております。それらの作業の委託分、また、これらの事業利用世帯の管理及び情報共有のための除雪管理システムの改修に要する経費として、あわせて1千610万5千円。その他事務経費でございますが、75万9千円をそれぞれ計上しております。補正の総額が1億686万4千円となっているものでございます。

なお、補正の財源内訳についてであります。一番下段をご覧いただきたいと思えます。利用者負担金が3千262万5千円。それから市債として高齢者等雪対策事業債2千880万円と一般財源4千543万9千円であります。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） はい、次に齋藤児童家庭課長お願いします。はい、齋藤課長。

○児童家庭課長（齋藤博美） 児童家庭課所管の補正についてご説明申し上げます。資料NO. 2、補正予算書は14ページ、資料NO. 2-1 主な事業の説明書は9ページとなっております。主な事業の説明書をご覧願います。3款2項2目12 事業放課後児童クラブ管理運営費補正額は1千499万5千円であります。

花館小学校区の児童クラブであります、第2いちょう児童クラブは、花館小学校内で運営していた児童クラブだけでは利用を希望する児童の受け入れが厳しい状況にあったため、平成22年12月から大仙市地域交流センター「はびねす大仙」内で事業を実施しております。

しかしながら、児童クラブを利用する児童が未だ年々増加傾向にあり、定員30名の第2いちょう児童クラブを現在50名の児童が利用しており、大変狭隘な状態にあります。そこで、大曲北幼稚園が11月から新しく南街区の児童福祉棟に移転することから、

現在の北幼稚園を改修するための補正をお願いするものであります。

この児童クラブの移転により、平成28年度からは第1、第2の児童クラブを2つ合わせまして、定員80名から120名に増員となりますので、同じく定員以上の児童を受け入れている第1いちょう児童クラブも定員内での事業実施が可能とする予定であります。主な工事内容は、トイレ改修、電気・機械設備改修、プール撤去などとなっております。財源内訳は全て一般財源となっております。

続きまして、予算書は同じく14ページ、事業説明書10ページをご覧ください。3款2項3目61事業法人立保育所補助金。補正額は385万9千円であります。

現在南街区に建設中の児童福祉棟は、10月には認定こども園の運営を委託する大曲保育会へ無償貸与し開設準備を進めていただき、平成28年4月から認定こども園として運営を開始する予定ですが、大曲北幼稚園は今年11月から新しい園舎を利用し運営をすることになっております。新年度の完全開園までは、園に対する給付費が現在の幼稚園の利用定員分だけとなります。そこで、今年度分の園舎全体の維持管理経費の負担増分を、園の運営を委託する社会福祉法人大曲保育会に対し補助するものであります。

補助する維持管理費は、電気料金、上下水道料金の需用費と防災設備保守点検や警備保障などの委託料で、総額578万9千円のうち、幼稚園の45人分は給付費として交付されますが、未設置の保育所の定員90人分は今年度交付されないことから、その按分による3分の2を補助率として、385万9千円の補正をお願いするものであります。財源内訳は全て一般財源となっております。

以上で、児童家庭課所管の補正につきまして説明を終わります。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（小山緑郎） はい、次に伊藤健康増進センター所長、お願いします。はい、伊藤所長。
- 健康増進センター所長（伊藤今子） 議案第98号、健康増進センター所管について、ご説明させていただきます。資料NO. 2平成27年度大仙市補正予算書では15ページを、資料NO. 2-1主な事業の説明書では11ページをお開き願います。

はじめに、4款1項2目10事業保健センター維持管理費909万1千円の補正につきましては、南街区に建設中の健康福祉棟に健康増進センターが移転となることに伴いまして、10月以降に必要となります維持管理費に係わる補正をお願いするものでございます。

この本事業の目的については、生涯にわたる総合的な健康づくりの拠点として、市民が安全でよりよい環境のもと保健サービスを受けることができるよう、健康福祉棟の維持管理を行うものです。

詳細につきましては、1階部分から3階部分の維持管理費に必要な電気料、上下水道料、各種設備保守点検委託料等、909万1千円お願いするものでございます。

なお、歳入といたしまして、健康福祉棟に入ります社会福祉協議会とFMはなびの使用した電気料等の実費収入や共通経費として、151万6千円を見込んでおります。

以上、健康増進センター所管分の補正につきまして、説明を申し上げます。よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） はい、説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、後藤委員。

○委員（後藤健） えーと、高齢者の雪対策のこの除雪総合支援事業のどころなんですけれども。これ、あれですかね、やっぱり屋根の雪下ろしと家の周りの支援というのは必要なもんですかね。当然お年寄りはやれないってことなんでしょうけれども。ちょっと言い方あれですけども、僕除雪はサービスだと思ってるんですよ、福祉ではなくてね。そうなった時に、間口はやっぱり大変、毎日のことでしょうから大変なんだろうけれども。福祉の担、担当というか、福祉の観点から見だした場合、この屋根の雪下ろしと家の周りって必要なのがなって単純に思うんですよね。それ、ましてこれ少なくない額なんで、4千400万、市の負担分4千400万ど住宅が300、1千900万、あっ、190万でござですけども。しかもこれ市債を発行してやるごどなのになって、僕は単純に思ってしまふんですよね。その辺を何かあるもんですかね。考えて言いますか。これまあ、いづがも言ったと思うんですけども、市債を使うってごどは、これ、こういった事業でたぶん一回やればながながやめ、やめれないのがなと思うんですよね。で、市債をこれ使ってやるってごどは、どんどんどんその市債の発行が増えで、償還が増えで。結局この次の世代の人方が、今屋根の雪下ろししているお金を子どもだちが払っていぐごどになると思うんですよね。そごまでしてこれ屋根の雪下ろし、やらないといけないもんすかね。

○委員長（小山緑郎） はい、逸見次長。

○健康福祉部次長兼包括支援センター所長（逸見博幸） はい。議員おっしゃるように、この新しい総合支援事業が福祉の範疇だけで捉えた場合は、やはり今のような所まで市

として、福祉事業としてやらなければならないのか、というところについては、計画、昨年の雪対策総合計画策定後のですね、実施計画を実際に協議する際にやはりそういった議論はございました。ただ、これまで福祉の観点から行っていた間口除雪は高齢者という、高齢者及び障がい者という対象者がいる程度必要とされるものとしての福祉的な視点がございましたが、雪対策総合計画の場合は、そういった高齢者等も含めて豪雪地帯の中で必要、市に必要なもの、福祉という事業に囚われる視点ではなくて、市の、市として必要な施策としてどのようなシステムを作っていくかという協議の中で、除雪に要する経費プラス雪下ろしに要する経費の助成ということに至ったわけでありまして。ただし、そこにおいては今回特徴的なのは高齢者のみならず、児童扶養手当等を受給されている方、介護を受けている方というふうにも高齢者というふうにも限定してないところがそこでございます。

もう1点。えーと、市債を、結果的には市債を使うことになる。起債、市債でございますが、これについては確かに議員おっしゃるとおり、いわゆる借金でございます。で、結果的には交付税で見込まれるものではありますが、やはり借金でございますので、これについては雪対策総合計画の中で、こういった形の助成制度を実施しながら、もう1つこちらの方の所管ではございませんけれども、あわせて地域の方々のコミュニティー活動の中でですね、自主的にこういった雪の弱者に対して雪下ろしも含めて、除雪も含めて支援する市民活動としてのコミュニティーの仕組みをあわせて構築することにしております。ですから、そちらの方に力点を置くという事業もございまして、そういった制度が定着して地域の中で可能な体制が出来れば、こちらの助成制度っていうのはあわせて少なくなってくるという風なことを見込んだ形で実施させていただくことになっております。やはり、あの、新しい制度でありまして、今までのものと視点が違う所もございまして。やってみなければわからないという部分もございまして、これについては雪対策総合計画の計画期間の中で今シーズンばかりではなくて、事業終了後にちゃんとした評価、点検を行い、見直しが必要なもの、改善が必要なものについては、改善しつつ定着できるような制度として取り組んで参りたいと思っております。

○委員長（小山緑郎） はい、後藤委員。

○委員（後藤健） まあ、おっしゃるごども分かるんですけども。で、僕もちょっとまだそれも聞こうがなって思ったんですけども。この、あれですよ。まちづくり課でやっている地域提案型自治会等雪対策モデル事業の方どその地域で、あの除雪って話、

これだと思うんですけども。これやって減るがと思えば、僕はそんなに減らないのが
など。だから、こう何と言うが、この2つの事業が、こう何と言うが相反する事業にな
ってるのになっていう気がするんですよ。いやー、んー、でも、どうすかこれ、この
まちづくり課でやってるこの、まあ、今所長は減るだろうという話でしたけれども。や
ってるごどが正反対だと思うんですよ、うん。片っぱは共助、地域のコミュニティー
のあれで除雪しましょうっていうのど、片っぱは、あの、個人に、まあ、福祉なんでし
ょうけども、その、何というが経済の支援をしてやってもらいましょうっていうので、
まったく正反対の事業だと思ってで、思ってまして、その辺のまあ棲み分けっていうが
考え方っていうのは何かあったもんだすかね。

○委員長（小山緑郎） はい、小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） あの、おっしゃるとおり今のこの高齢者等雪対策総合支
援事業を策定の段階で、要するに自助、公助、共助、この区分分けというのがなかなか
出来ないだろうという想定の中でこの計画、策定してきたわけですけども。今議員がお
っしゃるとおり、相反するものということなんですが、市といたしましては、やはり、
実際やはり高齢者、雪下ろし雪寄せ非常に苦勞していると。で、まあ、それをじゃあ公
助として何が出来るのかと。なかなか自治体としてそれを進めて、雪下ろしに手を貸し
たりなんだから出来ないというような形の中で、業者さんを頼んである程度サー
ビス事業という形で位置づけると。ただし、やはり共助ということを考えるとこれから
先なかなか自治体も財源が無くなってくるとやはりそういった形でコミュニティーとか
そういうところで、やはり雪寄せ、雪、屋根の雪下ろし等のことをやっていただくとい
う、そういう制度設計もしなければいけないということで、決して相反するものではな
くてやはりこういう形で2つのものを作って、ある意味共助部分を少しずつバックアッ
プしながら各地区コミュニティーにお願いしていきたいという考え方でこういう制度設
計をしているというところであります。

○委員長（小山緑郎） いいすか。他にございませんか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） えーと、今の後藤議員の話。同じようなことを言うことになると思
いますけど、一般質問で財政の健全化の話で、市長さんとやり取りがありました。で、市
長さんは民間の借金というような言い方は、ちょっとおかしいんじゃないかと。要は債
務と借金というかいう言い方の区分けを市長さんはして、民間の借金の仕方と混同して
るのではないかという風に言われて、再質問もしませんでしたけどね、純粹にこれあの、

財政課の方にお尋ねした方がむしろ良いのかもしれませんが、この雪下ろしのことについては、その年降った雪を下ろす他年度の話だ訳ですよ。例えば橋梁を造る、武道館を造る、後年度の利用があるから、それは債務でやりましょうと、ただ市の債務に積み上げていっても、きちんと理論的に整合性が取れてるという話になるんだけど、この単年度の話をつらつらと債務でやっていったとしたらば、後藤議員言うように良いごどだばよ借金してなんぼでも歯止めかがんねぐなんねがと、こういう理論があつて、財政の専門書ではそこをきちんと分けようとした訳すな。財源の内訳の時に皆さんの方でそういうような、まあ財政論と言えればおかしいんだけど、大袈裟かもしれませんが、財政課のやり取りの中でその辺の議論ってあるもんですか。単純な話、今回この対策事業債の時にその辺の議論っていうか、整理できてたもんですか。

○委員長（小山緑郎） はい、小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） いずれ財源の構成そのものについては、いわゆる財政課の方でこれはこういうものを使いましょう、こういう起債を使いましょうということで、その貼り付けは財政課ということなる訳ですけども、雪下ろしに関しては、今回特別交付税措置で国が行うというようなことですね、その分についてはこれ起債をはめてないという考え方なっております。で、その他のものについては、いわゆる過疎ソフトということで、交付税でバックアップ、後年度ある訳ですけども、その起債を取り敢えず財政課ではめて、これも最終的に借り入れの段階で借りられるかどうかというのはその段階で決まる訳ですけども、いずれ財源内訳としてその部分については有利な起債であるということで過疎ソフトを充当しているというような考え方なっております。

○委員（石塚柏） まず分かりました。

○委員長（小山緑郎） いいすか。

○委員（石塚柏） 考えは分かった。考えは分かりました。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） ほんと、あんまり質問したぐねどもよ。あど、おらだ任期も9月いっぺだがらよ。あど、あどどこの委員会さ行く分がらねもだがら、まず名残惜しぐって質問するんたもんで。屁理屈、ごめんなさい。高齢者夫婦で住んで、雪下ろし頼むけれども、実はすぐ近くのアパートに息子夫婦が住んでると。こういう場合の見極め、どうします、がな、とお聞きしたい。屁理屈だけれど。もう1点。支払いとそれがら納入。

利用した人は、まずある程度納めなきゃだめ。業者にはいつ頃お金入るんですかな。そしてもしこれで未納の場合はどのような処置取るんでしょう。一応組んだ以上は、これ完璧という気持ちで組んだと思うけども、必ずこの金のやり取りには未納というのが付きまとうのが、私現実だと思うんですよ。その対応っていうか見通し、すごく現実的なごどちょっと聞いてみたいなど、思いましたちょっとお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） はい、逸見次長。

○健康福祉部次長兼包括支援センター所長（逸見博幸） 世帯の認定っていうのがいわゆる今おっしゃったように実際は別世帯であるけれども、側に子とか居る場合であるとかっていうのは、申請時に世帯状況の確認をさせていただくことについては、利用者から同意をいただいておりますので、生活実態に応じて実際支援がいただけない状況にあるのかどうかっていうところで判断させていただきたいと思います。親族が側に居たとしてもその方々が実際に支援が出来ない状況にあるのかどうかっていうところで判断させていただきたいと思います。また、敷地内、同一敷地内で隣接している場合については、要綱等に申請時の条件として書いておりますけれども、今おっしゃったような部分については、一律にこうだという、ちょっと判断が出来ない部分もありますので、生活実態に応じて判断させていただきたいと思います。その際の情報提供ということで、民生委員さんと社協とかも情報をいただくということも有り得ると考えています。

それから支払いですけれども、業者さんの方と協定書を頂いて、結んでおりますので、請求があつてから30日以内ということでの協定を結ぶことにしております。で、また、やはり心配されるのは、助成金という形ですので、一方的に渡すのは良いんですけど、負担を伴う形の助成制度という形を取っておりますので、ご心配されるとおり利用者が増えた場合に通常の福祉サービスの利用者負担の納付と同様に、出納閉鎖時期までに納入できないという方々が居られるのではないかとすることは想定しておりますが、これについても他のサービス事業同様にこちらの方から納期限を過ぎた場合の電話による納付勧奨であるとか、必要に応じては訪問なりということで対応させていただきたいと思っております。実際どのくらいの未納状況になるのかっていうのも、実は今シーズンやってみて。あと、利用される方で本当に低所得で一人暮らしで状態、納付書いても分からないというような方々については、これまでの高齢者除雪サービス事業の中である程度被る方々については、あらかじめ、そういった方については把握はできておりますので、事前対応というのにも必要に応じて講じて参りたいと思っております。

○委員長（小山緑郎） はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 概ね分かりました。あの、民生委員がらの情報がある程度根拠なるようすけれども。例えば今日ここにいねがら。大沢郷の奥の方に例えば高齢者が夫婦で住んでると。大沢郷地区の民生委員が回って行って、そごの家さ「近ぐさ子どもどが住んでるもだすか」と聞くもんだげ。それとも完全と高齢者だがら、って。そごの高齢者の子どもが実は大曲の方さアパート借りでると、夫婦で。こういう場合なんつな地元の民生委員の人がだ、どごら辺まで聞くもんだすか。それちょっと。というごどは、去年そういう前例あったんですよ。

○委員長（小山緑郎） 逸見次長。

○健康福祉部次長兼包括支援センター所長（逸見博幸） 民生委員さんに対しましては、この申請において調査というものは、特別依頼しておりません。こういった制度がありますよと、必要と思われる方については制度の概要なり、申請のお手伝いをしていただくということに止めておりますが、関わっていただく以上、制度の内容については知っていただかなければならないということで、そういった形の説明一つと。私共がご本人世帯、申請者から世帯の状況についていろんな情報、こう調査いたしますよという同意はもらっているものの、行政の範囲では十分でない場合、個別的に民生委員さんに持っている情報としてお伺いするという事は想定していません。なので、民生委員さんからこれ本人から聞いてください、ということまでは想定しておりません。市の方で調査時において、把握できる情報の範囲で決定していきませんが、やはり利用者さんとのやり取りの中で、実際週末に息子夫婦が他さ住んでるけれども、来てやってけでるっていうのはやはりそれまでやらなくてもいいことではなくて、そういった関係性を持ったご家族であればそれらを優先してもらう形で、一部は利用していただくということを考えてます。ですから使ってはいけないということではなくって、合わせ技って言うと変ですけども、世帯としては認めますけれども、出来ればそういう支援があるものについては、引き続き親族或いは近所の方のお手伝いとか支援も含めてやっていただくような形で進めていかないと、先ほど前段で後藤議員が言ったような相反する制度になってしまいますので、ケースバイケースということで対応していきたいと思っています。十分な説明でなくて申し訳ございませんけれども。

○委員長（小山緑郎） いいすか。

○委員（大山利吉） あによ、実は去年の冬よ、その一人暮らしのやつで、屋根の雪下ろしやってけだわけですよ。支所の方でも業者頼んで。ところが近所の人さ言わせれば「なにあっこの家でなば確かに一人暮らしだども、息子でろっと米もらいに来るね。あっこにいだ息子。」ってこうなる訳、まず。「それでもへば市の方ではそんな人に対してもやっぱりただで雪やってけるもんだ、いいもんだな。」って事だ訳ですよ。そういうものをなんとして把握するがっていうごどだ。確かに所長今言っているごどは理想的なごどをやるごど分がるけれども、現実的にそういうごどが起きでるがら、そごら変を何とするがな、というごどだ訳よ。もし、把握できだ場合に。雪下ろししねばだめだ家の対象の家だども、実はそごの家の子ども方は大曲のアパートに居るどが、すぐ近所に居る、近所たって、近所なばすぐ誰でも分がるごどだども、近所の人方もながなが分らない、いずれこっちさ住んでるどが。そういう場合、その老人の方々申請なり何がきた場合に、当だりめにやってる老人達がら、ちょっとやっば不服、不満出ねべがなど。

○委員長（小山緑郎） 逸見次長。

○健康福祉部次長兼包括支援センター所長（逸見博幸） あのお、すっきりした答えは申し述べられないと思いますが、これまでも実は雪下ろしではなくて間口除雪にしても、いろんな除雪の支援にしても緊急時の場合はとにかくまずやると。生命の危険或いは生活を維持するために動くということが第一前提でございました。今回の新しい事業についても要件としては高齢者世帯というのが大前提なってますが、今おっしゃったように、今おっしゃったように離れている所に実際支援してくれる親族の方が居るといった場合は、これは除雪の援助することが、援助を得ることが出来ないという方が対象ですので、決定した後でもそういった事実があって援助していただける親族の方が引き続きそういうのを約束できるものであれば、決定を取り消すということではなくって、そういった形での雪下ろし或いは除雪作業をやっていただくような働き掛けをしていきたいと思っています。間口除雪についても実はそういったやり取りはございます。

○委員（大山利吉） ただ、間口の場合は、はっきり言えば3日に1回どがしょっちゅうだべった。屋根の雪下ろしってというのは、ある程度40日に1回どが30日に1回っちゅう限られた回数だ訳ですよ。間口は日常。これやっぱり子どもさ来てやれったって無理なんだから。これやっぱり行政がらやってもらわねばだめだ。屋根の雪下ろしってというのは一冬3回どがだすべ、まず。その3回のうち1回がまず近くの子どもが、いだにもかかわらず子どもさやらせねで、行政のじえんこでやったっけというごどだ訳です

よ。その見極め。なんとしてってば大変なごどだな。おめの息子どごさいだどが、みな探らねばだめだおんな。無理だおんな。無理なんだよ。ただそういう事が発覚した場合にどう対応するがっていうことだ。んでね。それで探すのは無理だよ。探すのも無理だし聞くのも無理だども、事実そういうごどが近所がら情報入った時に市としてはなんだ対応するもんだべな。おめの家は息子さんあっこに居ながら、まずこの制度やめでけれどがって言うごどだが。なんとだ。

○委員長（小山緑郎） はい、逸見次長。

○健康福祉部次長兼包括支援センター所長（逸見博幸） 実際はやめでけれとは言えないと思います。やはり、あの、助成決定として要綱に合致する世帯の場合は、申請書或いは私たちの知りうる、調査できる範囲の中で該当する、といった場合は決定してこの制度を利用していただくということになるかと思います。で、議員おっしゃたようなケースの場合は、やはりそれやっていただけの支援の仕組みがあるにもかかわらず、市の方の助成制度を優先して、ということではなくって、やはり引き続き支援していただくような働き掛けはケースに応じて、関わり持ってる世帯についてはやっていきたいと思っておりますし、これまでも助成制度のない場合もですね、社協さんとのそういったやり取りでご近所の方のご協力をいただいて雪下ろしをしていただくとか、遠くの息子さんに連絡を代わりに取って、市の方で取って、いつそれ休みの日に来てやってけねがどがってということもありますので、そういった個々の対応の中で、強制的には駄目ですということではなく、対象者としては要綱に合致する形で利用いただきながら、それが有効なところは、シーズンを通して雪下ろし業者が決められてマッチングされているという、そういう利点がございまして、経費の部分での不公平さをですね市民の方々に捉え、あの、不公平でないかというようなことが無いように出来る限り利用できる、支援できるものについては、そういった支援が受けれるように働きかけるような仕組みも作っていかねばならないなと思っております。いずれにしても新しい制度でございまして、今頂いた意見もこの後いろいろなケースを積み上げながら、ある一定のルール化出来ればと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

○委員（大山利吉） 新しい事業だから、やってみて、まだプレミアム商品券みだいなあんた感じにならねように。何年経っても検証、検証では駄目だからよ。うん、そごら辺よろしく願いいたします。はい。

○委員長（小山緑郎） はい、他に。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） あ、齋藤児童家庭課長さちょっと聞くども、この今まではびねすにあつた、その児童クラブ。今北幼稚園さ移すどごだども、これ今まで50人のもの、まず今手狭で50人へでるどごだども。まあ70人するってば、今まで4年生以上の子どもで入れねがった子ども何人いるのが。それから、あっこ向かいさその駐車場借りでるども、こんだ児童増えればあの駐車場で間に合うのが間に合わないのがその辺りちょっと教えてください。

○委員長（小山緑郎） はい、齋藤課長。

○児童家庭課長（齋藤博美） 今第1いちょうクラブの4年生以上の子どもで、待機に何人いるかというご質問だったんですけれども、9月1日現在で第1いちょうクラブを利用したい、あの花館小学校の方を利用したいっていう4年生の方1人待機おります。花館の第1の方では1年生1人、3年生1人という形で3名今ちょっと、あの低学年のお子様も待機の方いらっしゃいます。で、第2いちょうクラブは50人、ちょっと定員をオーバーして受け入れてますので、そちらの方では利用希望されている方で現在利用できていないという方はありません。で、駐車場ですけれども、今北幼稚園の方で送迎の父兄用っていうことで、ちょうど角、向かいの所を借りてますけれども。児童クラブ運営するに当たっても引き続きあそこ借りて駐車場として利用したいと考えておりますので、支援員の車を停めても幼稚園と違って同じ時間に一斉にとすることは無いので、あそこのスペースがあれば大丈夫なのではないかなということで、いずれあそこのスペースはそのまま使わせていただきたいということで考えております。

○委員長（小山緑郎） はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） というのは、ほれ。あそこ借りだつてつうのはやっぱり事故。送り迎えで事故あつて、あっこ借りだつてごどだべがら。やっぱりそれで間に合えばいいども、この後増えだ場合、果たして間に合うのがつうごど考えだどぎに、やっぱりすぐ側に駐車場無いとすれば、やっぱりタカヤナギど、やっぱりちょっとこう連絡してで、一時使わへでけれったんだごどもこの後よ、言つてら方が戻りに、へば、何が買ってけるんたつた感じもなるべがら、その辺りちょっとこの後の対応どしてよ、やってもらえれば大変有り難いなと思つてだつたす。はい、いっす。

○委員長（小山緑郎） ん、答弁はいいすか。

○委員（児玉裕一） いっす、いっす。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小山緑郎) ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小山緑郎) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小山緑郎) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時24分)

(再開 午前11時36分)

○委員長(小山緑郎) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。これより市立大曲病院の議案について審査いたします。始めに柴田市立大曲病院事務長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○市立大曲病院事務長(柴田敬史) 本日は、26年度決算をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

26年度決算は、大きく3つ特記事項がありまして、第1が院外処方を開始していること。収益においては外来収益、費用においては材料費が、大きく昨年度と比べますと1億4千万円ほど下がっている、という形になっております。

第2は制度面で、新会計基準が適用なっているということです。で、ここは今まで資本だった企業債が負債として扱われている。これまで減価償却しなかった国庫補助金で買った資産を減価償却することになっている、というのが大きなところですよ。

第3が単年度事情ですけども、病棟の改修工事をしたために、入院を抑制した期間がある。そのために入院数、入院患者数が減っている、というこの3つが特徴となります。

あと、続きまして、27年度、本年度の状況ですけども、薬の院外処方を始めたために、薬剤師の業務が余裕が出ることとなります。その分薬剤師が病棟に入って服薬指導をする、薬の説明をするといった薬剤管理指導、病棟薬剤業務といった新しい加算を採っております。

で、あと予算の時も申し上げたんですが、訪問看護の人数を再任用職員を使って増やしておりまして、訪問看護数が増えているという形になっております。ただ、そうは言いつつ収益の増加というのは、実はなかなか見込めておりませんで、その中で施設の改修とかそういうことをやっていかなくちやいけないので、市本体との連携を今まで以上に密にしてやっていこうと思っているところです。

以上、26年度決算の特徴と27年度の状況でした。では、ご審議どうかよろしくお願いたします。

○委員長（小山緑郎） はい、ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第119号「平成26年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」を議題いたします。決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか等につき、監査委員の審査意見等を参考に審査いたしたいと思えます。当局の説明を求めます。柴田市立大曲病院事務長。はい、柴田事務長。

○市立大曲病院事務次長兼管理課長（判田基） それでは議案第119号「平成26年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。説明は、資料NO.4の「公営企業会計決算書」の前半部分、市立大曲病院事業会計決算書で説明させていただきます。で、まず、ページをあちこち、こう飛びますが、どうかよろしくお願いたします。

まずはじめに、病院の運営状況についてです。決算書は16ページをお願いします。16ページ中段、業務量として入院・外来の患者数を表にしております。入院の延べ患者数は、3万9千182人で、前年度と比較すると、1千589人の減となります。これは病室の改修工事を行うために入院を抑制した期間がある、ということが大きな原因となります。どうしてもガタガタガタってこう工事の音を出すので、その間、その病室とその隣室の病室っていうのに患者さんを入れられない期間がありました。で、精神病棟では9月から10月、認知症病棟の方では10月から12月、で結局その前後を入れると8月の後半から12月くらいまでがちょっと患者の、入院患者の抑制をして、してざるを得なかったって事情がございます。

外来の延べ患者数は、1万4千964人で前年度と比較すると353人の減となります。ただ、この減は年度変動の範囲内と考えております。

次に、決算の内容についてご説明いたします。決算書はページを戻っていただき、2ページ、3ページをお願いいたします。この表では、決算額だけご説明して、内容については22ページから明細書がございますので、そちらで説明させていただきます。

また、数字の読み上げは万単位のところまで進めたいと思います。

まず、「収益的収入及び支出」の収入、で決算額は8億6千157万。その内訳として、第1項医業収益は、6億1千702万。予算と比較すると、3千876万ほどの減益となっております。

第2項医業外収益は、2億4千454万。支出の第1款病院事業費用の決算額は、8億4千660万。その内訳として、第1項医業費用は、8億653万。不用額が4千68万出ております。第2項医業外費用は、4千7万。第3項予備費の支出はありません。以上を収入、支出を差し引きしますと1千496万の黒字、という決算となっております。

次にこれらの内容についてですが、22ページをお願いいたします。医業収益のうち入院収益は、5億3千912万。これは予算と比較しますと、入院患者数が伸びなかったために、3千900万ほどの減益と大幅に少ないものとなっております。

ただし、前年度の決算と比較いたしますと、704万ほどの減少に抑えられております。これは患者数としては1千600人ほど減少したものの、収益としては700万程度の減に収まっているということで、理由は看護補助加算という新しい加算を採っていたために平均診療単価が前年度より高かったことによります。

外来収益は7千399万で、こちらは予算と比べますと62万ほどプラスとなっているものです。

前年度決算と比較しますと1億4,700万ほど大幅な減となっているものですが、これは薬の院外処方を開始したことによります。

その他医業収益は、診断書料や介護保険主治医意見書など文書料による収入であります。

次に、医業外収益は、負担金交付金として一般会計負担金が主なものとなります。その他医業外収益1千239万ありますが、これには新会計基準で計上することになった長期前受金戻入額1千111万が含まれております。この、長期前受金戻入額については、貸借対照表のところでもう一度説明させていただきます。

次に、続いて23ページお願いいたします。こちらは支出の内容となります。医業費用のうち、最も金額が大きいものは給与費となります。給与費は5億5千100万。予算との比較では、2千万の不用額となっているものです。これは年度中に病気とか育児休業等で年度内に5名の休職者が出しておりました。年度途中で中途退職した者も1名いたために、不要額となっているものです。

次に材料費。次に大きいのが材料費で3千250万。これも予算と比較しますと1千880万ほどの不用額を出しているものです。これは主なものが薬品費で、薬品費は入院患者さんの患者数と連動する経費となりますので、入院患者数が少ない分不要額となっております。

次の経費は1億6千702万で、これは病院の給食、院内清掃、医療事務、臨床検査、空調保守などの委託料、光熱水費などが主なものです。前年度と比較しますと、小幅な増加に抑えられております。

次のページで減価償却費、5千290万。これは始めに申しました国庫補助金等で取得した資産の当年度分の減価償却というのを含んだ数字となっております。

以上が医業費用の主なもので、医業外費用はページに記載のとおり、企業債の、企業債利息が主なものとなります。

次にページを4ページ、5ページをお願いいたします。今度は設備投資であります資本的収入及び支出の決算となります。収入の決算額は39万5千円。これは病室改修に対する国庫補助金です。支出の第1款は1億1千549万。不要額は391万となっております。その内訳として第1項建設改良費は、2千774万。第2項企業債償還金は8千774万。予備費の支出はございません。

収入支出の差引は、1億1千509万のマイナスとなりますが、枠外に記載しておりますとおり、収入が支出に不足する額1億1千509万は過年度分損益勘定留保資金で補てんしてございます。

次に設備投資の内容ですが、25ページをお願いいたします。25ページの支出の方で、建設改良費のうち、工事請負費、設計業務委託費は合わせて166万円で、その中身は16ページにすべて記載して、16ページに建設改良工事の概況ということすべて記載してございます。

器械備品購入費は、1千114万で画像診断システム311万、服薬指導支援システム232万などの他、検査科での電解質専用測定器、卓上遠心器の更新、栄養科での冷蔵庫、食器消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫等の更新の費用となっております。

企業債償還金8千774万は病院建設の時の企業債の償還、元金償還金となっております。

続きまして、7ページお願いいたします。損益計算書となります。各項目の内容は、先ほどの収益的収入のところでご説明した額と全く同じですので、損益のところだけご説明いたします。ちょうどページの中段になります。

医業収益と医業費用、医業収益から医業費用を引いた額は、医業損失で1億8千900万のマイナスとなっております。これは昨年度と比べますと、4千3百万ほど赤字幅が増えた形となっております。

ただ、それに医業外収益、医業外費用をプラスマイナスした後の経常利益は、下から4行目1千496万5千円の黒字となっております。これがそのまま当年度の純利益となっております。入院患者数が見込みより少なく、入院収益が予算を下回ったものの、入院患者数の減少に連動して薬品費などの材料費に不要額があったこと、あと給与費に不用額があったことが純利益の発生要因となっております。

また、今年度末の未処分利益剰余金は、前年度から繰り越している利益剰余金と合わせて、3千52万となっております。

次に8ページ、9ページでこの剰余金の処分について、ご説明申し上げます。決算書は8ページ、9ページをお願いいたします。2つあります表のうち、下段の方の表。今年度発生した純利益の1千496万のうち80万を減債積立金に積立て、1千万を建設改良積立金に積立てるという処分したというものでございます。

最後に10ページ、11ページ貸借対照表をお願いいたします。これは資産、負債、資本のそれぞれの残高を示して財務状況を明らかにするという書類であります。

はじめに新会計基準を適用したことによって、去年までと大きく変わった部分をご説明いたします。

第1は企業債の扱いで、これまで資本の部に借入資本として計上していた企業債が負債の部に固定負債として計上されております。

第2は国県等の補助金の扱いで、前年度まで資本の部に資本剰余金として計上していた国県補助金がそれで取得した固定資産を減価償却することに伴って、負債の部の繰延収益のところに長期前受金として計上されております。

国庫補助金等で取得した資産の減価償却については、毎年毎年長期前受金戻入額として減価償却に相当する分を収益化して、貸借対照表上では長期前受金収益化累計額として長期前受金から減算していく、そういう形でその国庫補助金を償却していくという計算の仕方になっております。

第3が退職給付引当金の計上が義務付けられたことで、負債の部に引当金として計上となっております。

この3点が大きなもので、こういう変更によって負債と資本の割合が大きく昨年度までとは変わっております。民間企業の貸借対照表の形に近いものになったというんで、民間病院との比較がやりやすいようになったという形になっております。

以上決算書類の説明を簡単ですが説明させていただきました。これで説明終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

- 委員長（小山緑郎） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。石塚委員。
- 委員（石塚柏） 10ページと11ページ、ちょっと開いていただきたいんですが。貸借対照表です。で、ここで、あの固定負債。この「(1) 企業債」それから4の11ページの4の「(3) 企業債」。同じ企業債ですけど、この種類が、まあ長期なのか短期なのかってな感じもするんですけど、それちょっと教えてください。
- 市立大曲病院事務長（柴田敬史） これはあの、翌年度償還分が流動負債として計算することになっております。翌年度以降の償還の分が固定負債の方に計上している。
- 委員（石塚柏） 翌年度分がね。ああ、そうですか。
- 市立大曲病院事務長（柴田敬史） 翌年度償還分が流動負債となっております。
- 委員（石塚柏） 分かりました。それから28ページ、29ページ。あの、企業債の明細書。で、これであの、未償還残高12億1千万の数字と今言われた、あの、区分と数字、このあたりの違いちょっと説明願えませんか。
- 市立大曲病院事務長（柴田敬史） えーと、えーと、固定負債の企業債不足流動負債の企業債がああ29ページの数字となっております。

○委員（石塚柏）　そうですか。分かりました。で、この29ページの利率ですけども、えーと、上段が4.65%。まあ、平成7年の頃にすればそういうことであつたかもしれませんが、今の金利水準からすると、例えば1.7%だとかその前後だと思うんですよね。これ、借り換えるっていうな方法ってのはないもんなんですか。まあ、よく財政課で言えば、有利な借金に借り換えてますと、説明よく聞くんですけど。これ、大蔵、旧大蔵省の資金運用部だとそれは出来ませんかとか何とかかんとかって有るんですかね。

○市立大曲病院事務長（柴田敬史）　えーと、平成20年頃に、あつ、20年に、あの、その繰り上げ償還しませんかという制度がありまして、その時対象なつたのが年5%以上という。その時は該当ならなかったために、このままになっております。

○委員（石塚柏）　ああ、そうですか。分かりました。あの、利息は3千980万ということではほぼ4千万ですので、なんかこの事業規模の割合には利息おつきすぎるなと思ったんで、何がしら改善する点が有ればこの後宿題にさせていただきますように管理者の方によろしくお願いします。

○委員長（小山緑郎）　答弁はいいですか。

○委員（石塚柏）　はい、答弁はいいです。

○委員長（小山緑郎）　はい、えーと、お昼だな。審査の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時でお願いしたいと思います。

（ 休 憩 午後0時00分 ）

（ 再 開 午後0時59分 ）

○委員長（小山緑郎）　それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。最初に柴田事務長より発言があるそうですので、お願いします。はい、柴田事務長。

○市立大曲病院事務長（柴田敬史）　えーと、先ほどの石塚議員のご質問の件、ちょっと確認して参りましたので。で、やはりあの大蔵省の資金運用部資金というのは、基本的にこの利息を当てめて国債を発行しているって関係で、繰り上げ償還は認められていないんだそうです。ただ、19年度から24年度までの6年間、その補償金、補償金って償い金の方の、違約の補償金無しで繰り上げ償還出来ますという制度が6年間ありまして、ただこの時も5%以上、しかも尚かつ病院事業債は対象外とされておりました。で、今でも病院と当時幸寿園、西仙の幸寿園の分がまだ高い利率、この程度の利率のものが残

っているということでした。で、ちょっと繰り上げ償還の可能性が無いとっております。

○委員（石塚柏）　そうですか。分かりました。

○委員長（小山緑郎）　いいすかな。はい、他に質疑はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎）　なければ質疑を終結いたします。それでは、これから書類等の審査を行います。審査につきまして、委員の分担を決め、「収入」と「支出」とに分けて審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎）　ご異議なしと認めます。次に、審査の分担につきましては、委員長の指名とすることにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎）　ご異議なしと認めます。

それでは、収入につきましては、これ順番でいいすか。石塚さんと佐藤さん。支出につきましては、児玉委員と大山さんにいいすかな。審査の方法には、休憩の形でそれぞれの審査終了後、総括質疑を行いたいと思いますが、ご異議、これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎）　異議なしと認めます。それでは書類審査のため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 1 時 0 2 分 ）

（ 再 開 午後 1 時 1 7 分 ）

○委員長（小山緑郎）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

書類等の審査も終わったようですので、これより、統括質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、大山委員。

○委員（大山利吉）　今も休憩中にちょっと事務長、申し上げたんですけども、もしあの月々なり年、年に支払うものが大仙市内の業者で、もし、出来るものであれば、長年病院さ出はってる、出入りしてる業者だもの仕方ねって考え方をちょっと止めてもらって、大仙市内に、もし、対応できる業者があるとすれば、それもちょっと考えでみではいかがなものでしょうか。もし、対応できる職種があるとすれば。無ければそれで良いんで

すけども。ちょっと、ちょこっと支払い見だ限り、だいたい大仙市以外の業者がいろんな物請け負ってるな、請け負うちゅうが払ってるなと思って。

○委員長（小山緑郎） 答弁はいいすか。

○委員（大山利吉） いいす。これは。もう一つ。すいません。

○良い長（小山緑郎） はい、大山委員。

○委員（大山利吉） さっきの土地の借り賃。借用。これは、へばもう何十年契約どがなもんだすか。契約切れだ後はどういう風な状況なるとが。年間350万ぐれ払ってるんですよ、土地の借り上げ。

○委員（佐藤芳雄） あの敷地。一部。

○委員（大山利吉） 今見だっけ、ああ。田圃だったべたな。これは借りる契約ぞな何十年契約。まあいい、ねばいい。いんす、いんす、いんす、いんす。うん、うん。だから10年で3千500万だすべ。今既に20年経ってるちゅうがら7千万払ってるごどだすべった、この方さ。20年で。ああ。

○委員（石塚柏） すごいな。

○委員（大山利吉） んだすよ。すごいですよ。

○委員（佐藤芳雄） 何反歩。何反歩よ。

○委員（大山利吉） 何反歩だがちょっとまだ分がらねって言うがら。おっきな。とつくに買うにいがったおんな。だから、まあこの病院ばりでねぐよ、やっぱり市で借りでる土地をやっぱり売ってもらう方法、していがないと。これ借り上げ料だけでも大仙市でどのくらいだがつてよ、土地の借り上げ。かなりの額だんすおんな、1年間な。

○委員（佐藤芳雄） それは契約の時の条件なんだよ。

○委員（大山利吉） んだがら、何十年契約だべと。うん。

○委員（佐藤芳雄） へば、へば貸すどがつてよ。

○委員（大山利吉） これ事務長、一度もこういうごどは挙がった時ねすべな。

○市立大曲病院事務長（柴田敬史） んだすね。今それで、なんと契約だったがつつのがちゃんと確認してないので、今まで言われだごどなかったす。

○委員（大山利吉） ああ、んだすべな。やっぱり契約の必ず更新の時あると思うがら、その時に売ってけねがなっていうな対応はしなくても良いのがな。俺是非した方が良いなと思って。実現するがしない別にして。ええ。んだがら築20年ちゅうごどは、7百、7千万払ってるごど、約。

○委員（佐藤芳雄） たぶんやる時貸すっちゃう条件だべの。あの市民会館も、んだおん。
人の土地半分以上あるおの。んだがら、そういう、その時の契約なんだんだよ。

○委員（石塚柏） 米の値段もいがあったべおん。

○委員（佐藤芳雄） 米の値段で大体決めだおん。

○委員（大山利吉） んだ、昔はな。

○委員（佐藤芳雄） 昔、良い時。

○委員（大山利吉） はいはい、あど終わりました。よし、結構です。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採択いたします。本件は、認定することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

以上で、市立大曲病院の審査は終了いたします。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りします。
お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がないようですね、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、そのように決しました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いしたいと思います。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、これをもちまして、私事ですけども、まあ、2年間、まあ、今日最後の審査といえは2年間、まず、まあ、大きい審査は終わりだすども、本当に皆さんのご指導をいただき、無事務めるごどができ、感謝申し上げまして教育福祉常任委員会を閉会したいと思います。大変ご苦勞様でした。

（ 閉 会 午後1時23分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長